

2020年3月5日

教育関係者のみなさまへ

著作権等管理事業者及び関係団体

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育における
ICTを活用した著作物の円滑な利用について

今般、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は社会各所に及んでおり、教育の現場の皆様方におかれましても非常に困難な状況に直面されていることと存じます。我々、権利者団体、著作権等管理事業者も、児童生徒、学生などの皆様の教育環境が大きく損なわれかねない状況について、大変憂慮し、緊急の措置として、何かできることはないかと検討して参りました。

このような状況の中、児童・生徒の集団接触を避けつつ教育を継続するために、自宅にいながらにして授業を受けることを可能とする、インターネットや端末等 ICT を活用した学習法を検討あるいは実施の判断をされる教育機関も多いかと存じます。こうした利用を想定し、2018年5月の著作権法改正では、公布日から3年以内に授業目的公衆送信補償金制度が開始され、補償金をお支払いいただくことで著作権者等の許諾を得なくても授業目的の公衆送信が可能となることが予定されていますが、現時点ではまだ施行されておられません。このため、現状、私どもが著作権や著作隣接権を管理する著作物を教材として公衆送信する場合は、著作権者等の許諾を得ていただく必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は緊急の課題であり、社会全体の要請であると考えます。前述補償金制度のために設立されました一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を構成する私どもといたしましても、現在、教育関係者の皆様が必要とされている利用に対して、緊急措置として特別に配慮し、ICTを活用した著作物の円滑な利用については可能な限り協力をさせていただき所存でございます。

私ども著作権等を管理するものとしたしましても、一日も早い感染症拡大の収束と教育の正常化を願ってやみません。

以上

記

一般社団法人新聞著作権管理協会	https://jncma.org/
公益社団法人日本文藝家協会	http://www.bungeika.or.jp/index.htm
協同組合日本脚本家連盟	http://www.writersguild.or.jp/
協同組合日本シナリオ作家協会	http://www.j-writersguild.org/
一般社団法人日本写真著作権協会	https://jpca.gr.jp/
一般社団法人日本美術著作権連合	https://www.jart.tokyo/
公益社団法人日本漫画家協会	https://www.nihonmangakakyokai.or.jp/
一般社団法人日本雑誌協会	https://www.j-magazine.or.jp/
一般社団法人日本書籍出版協会	http://www.jbpa.or.jp/
一般社団法人日本音楽著作権協会	https://www.jasrac.or.jp/
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	https://www.cpra.jp/
一般社団法人日本レコード協会	https://www.riaj.or.jp/
日本放送協会	https://www.nhk.or.jp/
一般社団法人日本民間放送連盟	https://j-ba.or.jp/
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	https://www.catv-jcta.jp/
一般社団法人学術著作権協会	https://www.jaacc.org/ (3/6 追記)

以上